明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○外務省組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令（四〇七）　二

〔省　令〕

○外務省組織規則の一部を改正する省令（**外務**一九）　二

〔告　示〕

○皇居において新年一般参賀を行う件　二
（**宮内庁**一七）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二
（**政治資金適正化委**六九）
○日本国に帰化を許可する件　三
（**法務**六〇九）
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件　三
（**農林水産**二六三七）
○保安林の指定をする件　三
（**同**二六三八～二六五一）
○保安林の指定を解除する件　五
（**同**二六五二）
○保安林の指定施業要件を変更する件　五
（**同**二六五三～二六五八）
○高速自動車国道に関する件　七
（**国土交通**一一七二、一一七三）
○砂防法第二条の土地を指定する件　八
（**同**一一七四）
○海上における射撃訓練を実施する件　八
（**防衛**二二五～二二八）
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定をした件　八
（**関東地方整備局**三九二）
○道路に関する件　八
（**北海道開発局**一九三）

〔国会事項〕

宮内庁　八

〔皇室事項〕

諸事項　八

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則（内閣）　八
特定保安林の指定の解除について
（農林水産省）
太平洋広域漁業調整委員会指示
（太平洋広域漁業調整委二二）

〔人事異動〕

官庁　八
押収物還付、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他　九

〔公　告〕　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇外務省組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第四〇七号）（外務省）

1　外務省組織令の一部を改正し、大臣官房に置かれる審議官の定数を一二人から一六人に改めることとした。（第一条関係）

2　行政機関職員定員令の一部を改正し、内閣の機関及び外務省の職員の定員を改正することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。